秩父市農業委員会 令和7年 第1回 定例総会 議事録

- 1 開会閉会の日時及び場所
 - (1) 開会日時 令和7年1月22日(水)午後2時00分
 - (2) 閉会日時 令和7年1月22日(水)午後3時11分
 - (3)場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール
- 2 会議を組織する委員の定数
 - (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
 - (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- 3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 23名(農業委員11名、農地利用最適化推進委員12名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	
1番	新井範	出席		第1	今 井 和 美 出席	
2番	○吉 川 稔	出席		区域	松澤眞一出席	
3番	青 野 孝 司	出席	•	第 2	栗 原 恒 明 欠席	
4番	黒 田 昭 雄	出席	•	区域	関 根 正 男 出席	
5番	長谷川 玲	出席		第3	田口徳行出席	
6番	◎横 田 友	出席		区域	小久保 健 司 出席	
7番	豊田恵男	出席		第4	齊藤	
8番	黒 沢 昌 治	出席		区域	富 田 典 孝 出席	
9番	○新 田 恭 一	出席		第 5 区域	新 井 明 弘 出席	
10番	芦田希美	出席			新 舟 文 男 欠席	
11番	富 田 博 明	出席			岡田英幸出席	
12番	井 原 愛 子	欠席			髙 田 忠 一 出席	
13番	新 井 一 雄	欠席		第6	木 村 誠 司 出席	
				区域	木 村 雄 一 出席	

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会·開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (3件) 議案第5号 農用地利用促進計画の意見について (4件)

議案第6号 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)

に関する意見について (1件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏 名	備考	職名	氏 名	備考
事務局長	江 田 直 人		主幹	小 川 英 孝	書記
参与	宮 前 房 男		主 任	川上僚太	書記
主幹	千 島 修		主 査	新井正巳	
主事補	髙 野 友 陽				

6 会議の概要

日程第1 開会·開議

議長(横田 友会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和7年 第1回定例総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長(横田 友会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

- **議長(横田 友会長)** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお 願いします。
- **江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中<u>11名</u>、農地利用最適化推進委員は、14名中 <u>12名</u>です。
- **議長(横田 友会長)** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長(横田 友会長) 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに 異議はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 3番 青野 孝司 委員 及び 4番 黒田 昭雄 委員 以上、お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長(横田 友会長) 次に、諸報告でございますが、本総会での報告事項はありません。

日程第6 審議議案の報告

- **議長(横田 友会長)** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。
- **江田事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正を4か所お願いいたします。

まずに5ページ議案第4号の番号2のその他「賃借権設定」とありますが「賃」と「借」の間に「貸」の1文字を追記し「賃貸借権設定」にお願いします。

次に6ページ議案第5号の番号1の貸付地 中ほど 「畑」を「田」に訂正をお願いします。次に7ページ議案第5号の番号3も議案第4号 番号2と同じくの「賃」と「借」の間に「貸」の1文字を追記し「賃貸借権設定」にお願いします。

最後に8ページ番号4の担当推進委員が齊藤稔委員になっておりますが 「富田典孝」委員 に訂正をお願いいたします。 それでは、令和7年 第1回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

農地法第3条の規定による許可申請について 議案第1号 が1件 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第2号 が1件 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 が 3 件 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について が 3 件 議案第5号 農用地利用促進計画の意見について が 4 件 議案第6号 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画) に関する意見について が1件

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第1号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と いたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(宮前参事) 私からは、番号1について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

●●●m付近に位置し、譲渡人が昭和●●年相続により取得した土地です。

なお、譲受人は、申請地に隣接した土地を取得し、自己用住宅を建築し移住する計画で、議案 第3号 番号2でご審議いただきます。

譲受人は農業経験はありませんが、入居と併せての新規就農を予定しています。

作付計画では、●●●●、●●、●●●●●等季節ごとに野菜を栽培する計画です。

新居に入居するまでの期間は、月に1回程度訪れ保全管理を行う予定とのことです。

耕うん機1台をリースにより所有する予定です。

現地を確認したところ、不耕作の農地でした。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

先日、事務局と今井推進委員とで現地を確認いたしました。

概要は事務局説明のとおりです。

大きい通りに面した農地となります。

昨年度まで作付けを行っていましたが、今回売買となりました。

耕作部分が残ったことはよかったのではないかと思います。

特に問題ないと考えます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。

先日、事務局と新井委員とで現地を確認しました。

住宅街で特に獣害もないと思います。

新規就農とのことで、現状は不耕作の状態ですが、すぐに耕作ができそうですので特に問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。 以上が、担当委員および担当農地利用最適化推 進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(横田 友会長) 質問等はございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。 (挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第2号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と いたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1について説明します。

議案書の2ページをご覧ください。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●● 畑 6筆 面積は●●●. ●●㎡で、一体利用地を含めた合計面積は

●●●. ●●m、令和●年にそれぞれ相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●から東北東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。

申請者の父は、昭和●●年以前から申請地に住居を建て、自己用住宅の敷地として利用していました。

その後、申請者が申請地を相続し管理していましたが、この度、現在の住居から申請地への移り住むこととなりました。

しかし、移住に伴い土地を調査したところ、申請地が農地法の許可を受けていない農地である ことが判明したため、始末書添付の上で申請に至りました。

農地転用に対する承諾書が必要となる農地は隣接地になく、新たな資金は発生しません。 現地を確認しましたところ、すでに宅地として利用されていました。

私からの説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日現地を確認しましたが、宅地との一体利用であること、また赤道が通っています。

今回の申請には問題ないとのことです。

市内においては、このようなケースの案件が他にもあるのではと思われます。

数年前に父親が亡くなり、数年空き家の状態で、今回移り住むとのことで、特に問題はないと 思います。

皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。 これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。 (「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、議案第2号についてはそのように決しました。

議案第3号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と いたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(宮前参与) 私からは番号1と番号2について説明します。

はじめに番号1ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請事由ですが、申請地は市道140号線に面し、静かで環境が良く、駅・小中学校、病院等公共施設も近く、市内主要部への交通の便も良く、住宅地として適した土地であることから選定し、土地所有者との取引が整い買い受ける運びとなったものです。

事業計画、資金計画も整い、隣接する農地所有者の同意を得ており、問題は無いと考えます。 現地を確認したところ、不耕作状態の農地でした。

次に番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。 転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在アパート住まいですが、日常手狭となってきたため、家を建てたいと建築地を探していました。

また、以前から秩父地域へ移住を考えていたところ、譲渡人との間で土地譲渡の合意となったことから、住宅の建築を行うものです。

事業計画、資金計画も整い、隣接する農地は無く、問題は無いと考えます。

現地を確認したところ、不耕作状態の農地でした。

説明は以上です。

事務局(千島主幹) 私からは番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、 $\Theta \oplus \Rightarrow \Rightarrow \oplus m$ 1 筆 Θ , $\Theta \oplus \oplus m$ のうち $\Theta \oplus \oplus m$ と、 $\Theta \oplus \Rightarrow \Rightarrow \oplus m$ 2 第 $\Theta \oplus \oplus m$ のうち $\Theta \oplus \oplus m$ 6 計 Θ , $\Theta \oplus \oplus m$ のうち $\Theta \oplus \oplus m$ で、譲渡人が平成 $\Theta \oplus \oplus m$ により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●から南東に約●●●m付近に位置しております。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場の一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は申請地付近で、発電所関連工事を行う予定で、工事箇所には資機材を置くスペースがないため、近くで平らな資材置場として必要なスペースを確保できる申請地を譲渡人から一時的に借り受け、工事の利便性向上と円滑な進捗を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では、転用する箇所には敷鉄板を敷設し、工事に使用する資機材やクレーン車を置く 計画となっており、工事完了後は原型に復旧することとしています。

事業計画、資金調達計画等は整っています。

また、隣接に譲渡人所有以外の農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと 考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理の農地となっておりました。

私からの説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号1と2について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

まず番号1ですが、隣接地は以前自己用住宅で転用許可を受けております。

今回5区画の分譲地の計画をされたとのことです。

申請地では、この秋までは耕作されていたと思います。

特に問題ないと考えます。

続いて番号 2 ですが、先ほど議案第 1 号で審議いただきました畑の隣接地に、自己用住宅を建てたいという計画です。

こちらも特に問題ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号3について意見を申し上げます。

概要は事務局からの説明のとおりです。

先日事務局とともに当該農地を確認したところ、保全管理の状態にありました。

譲受人は当該農地の横を流れる荒川に設けられた施設の、機器取替工事をするための資材置場として一時使用したいとのことです。

なお、工事終了後は現状復旧をした上で、返却するということですので問題ないと感じました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はありますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第3号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、議案第3号についてはそのように決しました。

議案第4号上程 農用地利用集積計画の決定について (3件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(江田事務局長) 私からは番号1および2について説明いたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農用地利用集積計画を定めるに当たり、令和7年1月8日付けで秩父市長からの依頼により、当委員会での審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付に係る土地については議案書の4、5ページをご覧ください。

まず番号1ですが、申請地は、 $\bullet \bullet$ 字 $\bullet \bullet \bullet$ 畑 1筆 \bullet , $\bullet \bullet \bullet$ \bullet \bullet のうち \bullet , $\bullet \bullet \bullet$ \bullet \bullet です。

案内図をご覧ください。

利用権を設定する期間は、令和7年4月1日から10年間で、使用貸借権設定となっております。

番号2の申請地は、 $\oplus \oplus$ 字 $\oplus \oplus \oplus$ 畑 1筆 \oplus , $\oplus \oplus \oplus$ \oplus のうち \oplus , $\oplus \oplus \oplus$ \oplus がです。 案内図をご覧ください。

申請地は、 $\bullet \bullet \bullet$ 交差点から南東に約 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 地です。

利用権を設定する期間は、こちらも令和7年4月1日から10年間で、賃貸借権10 a 当たり $\bullet \bullet \bullet$, $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 円 となっております。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることになりますので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することになります。

なお、現地を確認しましたところ、番号1は耕作準備の状況、番号2はすでに $\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$ が建っておりました。

説明は以上となります。

事務局(川上主任) 私からは番号3について説明をいたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農地利用集積計画を定めるに当たり、令和7年1月8日付けで秩父市長からの依頼により、当委員会での審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付に係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、 $\bullet \bullet \bullet$ 字 $\bullet \bullet \bullet$ 畑 1筆 \bullet , $\bullet \bullet \bullet m$ と $\bullet \bullet$ 字 $\bullet \bullet$ 1筆 \bullet , $\bullet \bullet \bullet$ m

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●から南西に●●●mと北東●●●m付近にある農地です。

権利の種類は使用貸借権で、利用権を設定する期間は、令和7年4月1日から10年間です。 本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることになります ので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することになります。

なお、現地を確認しましたところ、どちらも保全管理されている農地でした。 説明は以上となります。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日、栗原推進委員と現地を確認しました。

現地はトラクターできれいに耕うんされている状態でした。

●●●●●●が建つ計画と聞いております。

なんら問題ないと思います。

なお、本件担当の栗原推進委員はインフルエンザにかかってしまい、本日欠席ですが、私と同 じ意見であると承っておりますので、申し添えます。

皆さまのご審議よろしくお願いいたします。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。番号2について意見を申し上げます。

現地を確認しましたが、事務局からの説明のとおりで、申請内容等特に問題ないと思われます。

皆さまのご審議よろしくお願いいたします。

2区 関根 正男推進委員 2区推進委員の関根です。

番号2について、ご説明いたします。

昨年の3月に貸付人の父親が急に亡くなりまして、●●●の栽培をしていたのですが、その後 ハウスの中をきれいにしてそのままになっていました。

今回このような案件となり、よろしいのではないかと考えております。

ご審議よろしくお願いいたします。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号3について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです

貸付人は、●●●●●● ●●●●の●●●になったと組合長から聞いていました。

現地を確認したところきれいに保全管理されている状態でした。

特に問題ないと思います。

皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

4区 富田 典孝推進委員 4区推進委員の富田です。

現地を確認したところ保全管理されておりました。

今後を期待したいと思います。

以上です。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

- **3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。参考までに伺いたいのですが、その他のところに賃貸借権 と使用貸借権の2種類の表記がありますが、どのような理由でこのような形になっているのですか。
- **事務局 (川上主任)** 契約内容については、貸し主と借り主との話し合いの中で決まることである と考えます。
- **3番 青野 孝司委員** 農林公社は、使用貸借でも中間管理業務を行うのですか。珍しい案件だと思い聞いてみました。
- **事務局(川上主任)** はい、使用貸借でも業務を行うケースがあるようです。
- **事務局(江田事務局長)** ちなみに番号1ですが、貸し主は借り主の●●で血縁関係であるため使

用貸借のようなのですが、補助事業を活用して事業を始めるために、その条件として中間管理事業を介しての貸し借りが必要とのことで、今回申請至っているようです。

このようなケースもあるということでご紹介しました。

議長(横田 友会長) 他に質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第4号について、市長からの申し出のとおり決定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 **友会長**) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第5号上程 農用地利用促進計画の意見について (4件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第5号「農用地利用促進計画の意見について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(江田事務局長) それでは、議案第5号の番号1、2、3について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和7年1月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、まず番号1については、先月の諸報告にてご報告した、耕作者変更のための合意解約ののち、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は ●●●氏で、配分を受けた後は、●●を作付けする計画です。

賃借期間は、令和7年4月1日より7年3か月、使用貸借ですので賃料は発生しません。 次に番号2および3については、先ほどの議案第4号におきまして農用地利用集積計画を決 定いただいたものです。

番号2の借受人は増田滉平氏で、配分を受けた後は、●●●の栽培を行う計画です。

賃借期間は、令和7年4月1日より10年、こちらも使用貸借ですので賃料は発生しません。 また番号3の借受人は株式会社 和銅農園で、配分を受けた後は、イチゴの苗を栽培する計画 です。

賃借期間については、令和7年4月1日より10年、賃料は10 a あたり 100,000円です。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公 社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断してお ります。 私からの説明は以上です。

事務局(川上主任) 私からは番号4について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和7年1月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第4号において農用地利用集積計画を決定したもので、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

申請地は、●●●氏が借受け、配分後 田は水稲、畑は大麦及び小麦の栽培を行う予定です。 権利の種類は使用貸借権で貸借期間は、令和7年4月1日から10年間を予定しています。 説明は以上となります。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号1と2について意見を申し上げます。

栗原推進委員と現地を確認しました。

まず番号1は、以前推進委員をしていた $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 氏の所有地で、体調を崩し耕作していなかったところで、今回 $\bullet \bullet \bullet$ 氏が耕作したいとの申し出により申請となりました。

非常にやる気があり、日頃から相談も受けていましたので問題ないと思います。

番号2ですが、借受人は貸付人のお孫さんです。

●●●や●●の農園でイチゴ栽培について実習していまして、今回事業を始めるに当たり申請されたようです。

特に問題ないと思います。

なお、先ほども申し上げましたが、栗原推進委員も同じ意見であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。番号3について意見を申し上げます。

先ほど議案第4号にもありましたが、●●●●が借入れて事業を拡大するとのことです。

作付け計画等も特に問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

2区 関根 正男推進委員 2区推進委員の関根です。

●●●●が事業の拡大をしているところに、ちょうど近い場所で話がまとまったとのことで、何の問題もないと思います。

以上です。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号4について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

富田推進委員とともに現地を確認しました。

特に問題ないと思います。

皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

4区 富田 典孝推進委員 4区推進委員の富田です。

黒沢委員のお話のとおりで、保全管理状態、特に問題ないと思います。 以上です。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。

番号4について確認なのですが、貸付人と借受人が同じ人ですよね。

これ、どうしてなのか気になるのでご説明いただけますか。

事務局 (川上主任) 本人の意向によるところ、ということになろうかと思います。

担当としてそのあたりも気になったため、本人に確認しましたが、的を得たお答えはいただけませんでした。

別段、本人から本人への中間管理事業の利用については、問題ないとのことですので、申請のとおり議案として上程した次第です。

田んぼに用水から水を引くためとか、営農組合に耕作を委託するため、などの話もされていた のですが、それに対する中間管理事業の手続きを行う必要性も特に無いようでした。

正直担当として意図がよく把握できなかった、という状態であります。

農地を農地として使うという前提での申請ですので、敢えて申請されたと認識しております。 お答えになっていないようにも思いますが、よろしくお願いいたします。

3番 青野 孝司委員 そもそも契約の相対が同一人の場合は契約が成立しないように思うのですが、中間管理事業の場合は成立するのですか。

事務局 (川上主任) 過去の事例でそのような案件はありましたので、成立するのではと考えます。 議長 (横田 友会長) 他に質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第5号について、農用地利用促進計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、 賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第6号上程 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)

に関する意見について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画) に関する 意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

農業政策課(桑原主幹) 農業政策課の桑原と申します。

議案第6号について、ご説明申し上げます。

改めまして地域計画についてご説明いたします。

カラーのパンフレット及び「人・農地プランから地域計画へ」をご覧いただければと思いますが、主な内容としては、

農業者の減少、耕作放棄地の拡大の心配が広がる今後の農地利用のため、集積・集約化するなど地域の取組が必要これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」へ法定化する、将来の農地利用、どのようにすすめていくかを地域で考えるといった感じで、地域の農業を守るため、農業を次世代に引き継ぐため、地域計画を作りましょうという主旨の計画です。

地域計画の名前については裏面の上から6行目、「地域農業経営基盤強化促進計画」の略称で、 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、これまで策定されていた人・農地プランに目標地図を 加えて法定化したものとなります。

続いて、策定までの流れにつきまして、タイトルに「地域計画の策定・実行までの流れ」とある面をご覧ください。

この計画は、令和5年4月から7年3月末までの2年間で策定するようにと示されております。

策定期間のフローの最初に「協議の場」と書かれていますが、策定を予定している全16地区のうち、今回ご審議いただく8地区については昨年の8月から9月頃にかけて、各地で協議の場ということで会合を開催してまいりました。

その中でいただいたご意見などをとりまとめたものを、先日農業委員会から議案書と一緒に 送付しました。

今回はフローでは右から4つ目の枠、地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取という部分です。

この中で説明会の開催は任意となっていますが、関係者への意見照会は法定要件となっており、その一つがこちらの農業委員会となっています。

なお、この意見照会の後、2週間の公告を経て策定という流れとなります。

ここからは計画本体の説明に移らせていただきます。

お配りいたしました8地区の地域計画と、付随する目標地図をスライドに流しますので、どちらかをご覧ください。

まず全体的な構成を大田地区を例にご説明します。

原則、括弧書きの参考欄や任意記載事項欄は省略していますのであらかじめご了承ください。 計画の1枚目、1地域における農業の将来の在り方の(1)地域計画の区域の状況は、現在の 農地の状況について各種データをもとに算出しています。

この中の④⑤はアンケートや協議の場の意見や、認定農業者の拡大意向などを元に算出しています。

(2)地域農業の現状及び課題(3)地域における農業の将来の在り方については、人・農地プランの内容や協議の結果を判定したものとなっています。

続きまして、2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ですが、(1)(3)は原則どの計画も中間管理を推進していくといった内容にまとめています。

また(2)は現在の集積率に対して、将来の目標値はそれぞれ2割増しの数値を設定しています。

続きまして裏面、3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置、ということで、(1)農用地の集積、集団化の取組、(2)農地中間管理機構の活用方法、

(3) 基盤整備事業への取組、(4) 多様な経営体の確保・育成の取組、(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組、については協議の場での意見を反映したものとなっています。

その下のチェック欄ですが、こちらも協議の場においていただいた意見を元に、該当するものがあった場合は記載しております。

最後に、4地域内の農業を担う者一覧 ということで、目標地図に位置付ける者を記載する欄となっていますが、16名以上となっている場合は別紙にまとめています。

こちらは個人名は原則伏せています。

欄外に注がございますが、かいつまんで申し上げますと、集落営農は「集」、認定農業者は「認 農」、その他一般の方は「利用者」となっています。

経営作目や経営面積は所有地及び借入地の内容をまとめています。

ほぼ同じ内容で右側にいくと10年後とありますが、とりあえずほとんどの方は現状維持として書き写しており、認定農業者の方で拡大意向のある方については面積が増えるように記載しています。

ここからは地区ごとの説明を行います。

最初に大田地区から順にご説明いたします。

大田地区では昨年●月●●日に協議の場を開催いたしました。

地域としては大田1区から10区と16区であり、主に大字太田全域と伊古田や堀切などの 一部が含まれます。

全面積は102.2ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、集落営農が組織され、ブロックローテーションによる水田利用、中間 管理の拡大といった内容です。

将来の在り方としては、農地の集団化、従事者に育成や機械化を進め、水稲や麦や大豆の生産 を継続していくということです。

担い手への集積率は現状が54.7%、目標は65.6%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で84名です。

続きまして小柱地区です。

小柱地区では昨年●月●●日に協議の場を開催いたしました。

地域としては大田17区から19区であり、小柱や堀切地内の小柱田んぼを中心とした地域です。

全面積は19.1ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、高齢化や農業機械確保が難しいため個別経営が厳しくなっており、担い手確保が急務とのことです。

将来の在り方としては、水稲、シイタケ、露地野菜の生産を図る一方、景観作物、6次化経営、

大豆など検討していくということです。

担い手への集積率は現状が61.8%、目標は74.1%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で34名です。

続きまして井森地区です。

井森地区では昨年●月●日に協議の場を開催いたしました。

地域は井森地区で、主に田村の南側の地域です。全面積は5.4 h a 、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、高齢化、将来的に農地を貸し出したい、農業法人への集約化をすすめたいといった内容です。

将来の在り方としては、主穀複合や野菜の生産を図る一方、ハウスを増やすことも検討するということです。

担い手への集積率は現状が87%、井森地区はほぼ集積が整っているため、目標値は上限の100%としました。

目標地図に位置づけられた農業者は全部で8名です。

続きまして東蒔地区です。

東蒔地区では昨年●月●●日に協議の場を開催いたしました。

地域としては東蒔地区で、主に上蒔田地区の北側の地域です。

全面積は3.1ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、基盤整備実施済だが、それ以外の農地の活用を進めたいといった内容です。

将来の在り方としては、引き続き主穀複合や野菜の生産を図りながら地域の農業を守ってい くということです。

担い手への集積率は現状が48.4%、目標は58.1%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で8名です。

続きまして市場広瀬地区です。

なお、吉田地内の市場広瀬、兎田・暮坪、布里田中については合同にて昨年●月●●日に協議の場を開催いたしました。

市場広瀬地区は地域としては、旧吉田町中心部グラファイトデザインの試打場で、赤平川沿いに位置する地域です。全面積は3.7 h a、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、企業による面積拡大と二条大麦の栽培、ウイスキーの原料として供給 を開始しているということです。

将来の在り方としては、新規就農のための環境整備、組織の立ち上げ、担い手の法人化、付加 価値のある生産を推進していくということです。

担い手への集積率は現状が62.2%、目標は74.6%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で6名です。

続きまして兎田・暮坪地区です。

地域としては取方・関小暮地区で、取方から釜の上農園村交差点のフルーツ街道沿いの地域です。

全面積は17.4ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、複数の団体がイチゴやサツマイモ、ブドウなどを栽培し、干し芋やワイン製造など6次化への取組も広がっているということです。

将来の在り方としてはこちらも、新規就農のための環境整備、組織の立ち上げ、担い手の法人 化、付加価値のある生産を推進していくということです。

担い手への集積率は現状が14.9%、目標は17.9%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で16名です。

続きまして布里田中地区です。

布里田中地区はフルーツ街道の北西側の地域です。

全面積は9.6ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、高齢化、農業後継者も未定、担い手確保が課題といった内容です。 将来の在り方としては、担い手確保に努め、引き続き果樹を中心とした地域の農業を守ってい くということです。

担い手への集積率は現状が36.5%、目標は43.8%、目標地図に位置づけられた農業者は全部で18名です。

続きまして荒川上田野地区です。

荒川上田野地区では昨年●月●●日に協議の場を開催いたしました。地域としては荒川上田野ほぼ全域で、石原、糀屋、栃久保、船川、半縄、越、坂口、事上を含む地域です。

全面積は51.4ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、高齢化、担い手確保が課題、一体利用できなくて収量が少なく獣害も 多いといった内容です。

将来の在り方としては、そばを中心とした集積・集約化による生産拡大を図り、景観作物など も検討するということです。

担い手への集積率は現状が30.4%、目標は36.4%、目標地図に位置づけられた農業者は全部で18名です。

地域計画の説明は以上でございます。

各地区の「地域計画」の記載内容について、ご意見などありましたら頂戴したいと思います。 よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

「東蒔地区」の2枚目、4地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)の表の中に、認定農業者で「養蚕」とありますが、上蒔田では養蚕をしている人はいないと思うのですが、いかがですか。

農業政策課(桑原主幹) ご質問ありがとうございます。

この方は認定農業者で、蒔田で畑を借りて養蚕用の桑の葉を栽培しているとのことです。

7番 豊田 恵男委員 その地区に住んでいない人も載せるのですか。

農業政策課(桑原主幹) 住所要件は特にありませんので、その地区で耕作をしている農業者で、その地域の農業を担う方を記載しております。

「人・農地プラン」でも位置付けられていましたので、継続して記載されております。

議長(横田 友会長) 他に質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第6号について、「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画) に対する意見はない」旨を市長に答申することに、賛成する諸君の挙手を求めます。 (挙手を確認する)

議長(横田 **友会長**) 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長(横田 友会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして秩父市農業委員会 令和7年 第1回定例総会を閉会いたします。